

地域協議会だより

Vol. 49 (2021 年 2 月 25 日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

Y 春寒の候

三寒四温の季節、ようやく春めいてきたように感じられる今日このごろ、皆さまにおかれましてはお健やかに過ごしのことと存じます。

さて、今回は、2 月 17 日に開催した令和 2 年度通常総会と、農業用施設の点検・機能診断のポイントについて紹介します。



Y 令和 2 年度通常総会

協議会規約第 13 条第 3 項の規定により、令和 2 年度長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会通常総会を、2 月 17 日(水)長野県土地改良会館において開催しました。

● 総会の内容

総会成立について

会員数 78 名に対して 78 名出席(本人出席 4 名、代理人出席 1 名、 書面議決 73 名)

協議会規約第 18 条第 1 項及び第 4 項の規定により、書面で議決を行使による総会への出席としました。

1. 議案

第 1 号議案 令和元年度事業報告及び収支決算について

第 2 号議案 令和 3 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

第 3 号議案 役員の選任について

2. 議決

第 1 号議案から第 3 号議案(全員一致で可決)

3. 報告事項

○令和 2 年度事業及び予算の執行状況について

○(参考)多面的機能支払事業の実施状況について



令和 2 年度通常総会 所会長挨拶
(長野市:土地改良会館)



令和 3 年度主な年間事業計画

時 期	内 容
通 年	・協議会だよりの発行及びホームページの保守 ・活動区域情報システムの保守 ・組織の広域化に関する支援 ・市町村及び活動組織相談業務 ・活動の手引きの更新 ・市町村等との意見交換 ・関東農政局の抽出検査の対応支援
4 月～9 月	・市町村担当者研修会 ・事業計画書等の審査支援 ・監査 ・新規組織及び継続組織に対する事務研修会
10 月～3 月	・内部監査 ・技術研修会 ・活動組織の中間確認指導の支援 ・幹事会、通常総会

令和 3 年度の役員体制

役員	所属	職名	氏名
会長	長野県土地改良事業団体連合会	常務理事	所 弘志
副会長	長野県	農業政策課長	斎藤 政一郎
副会長	長野県農業協同組合中央会	常務理事	清水 勝彦
監事	長野県農業会議	専務理事兼事務局長	小林 文彦
監事	長野市	農林部長	西沢 雅樹

令和 2 年度の事業実績見込

事業	内容
活動計画書の事前確認	・市町村の確認事務の支援(新規 20 組織、再認定 154 組織、変更 39 組織、計 213 組織)
事務研修会	・書類作成や事業内容の理解を深めるため(35 会場、312 人)
技術研修会	・開水路の目地補修:(安曇野会場、17 人、長野会場 17 人) ・ドローン多面的の活用(松本会場 14 人)
協議会だよりの発行	・研修内容や活動組織の活動内容を紹介(2 ヶ月 1 回、6 回発行)
ホームページの更新	・県内の活動組織の情報の提供や事業実施に必要な様式の提供、活動組織の取組エリアの掲載など
活動区域情報システムの更新	・GIS 地図情報に取組み地域を入力新規 19 組織 ・活動区域情報システム一部機能更新 ・多面的機能支払事業活動区域データ作成

農業用施設の点検・機能診断(必須活動)

活動計画に位置づけた農用地および水路等の施設について、点検・機能診断を毎年実施し、必要に応じて図面(略図)や写真、メモ等を添付して、その内容と発生位置も判るようにします。記録は保管し、施設保全の管理計画作りに役立てます。

1.点検(農地維持活動)

農地維持活動(地域資源の基礎的な保全活動)での点検で毎年度、農用地や施設の状況確認を実施します。

- ・農用地(遊休農地等の発生状況の把握)、水路、農道、ため池などの施設点検、非かんがい期に行います。
- ・活動計画に位置づけられている農地・施設の問題の有無をチェックリストに記録して確認します。



※点検ポイント例(実施する取組)

- (1)農用地
- ・遊休農地が発生していないか?
 - ・鳥獣害防護柵や防風ネットが壊れたり、草におおわれたりしていないか?

(2) 水路 ≪開水路≫

- ・土砂の堆積や漏水により通水に支障がないか？
- ・ゲートやポンプ等の水利施設は正常に作用するか？

≪パイプライン・ポンプ吸水槽≫

- ・ポンプ吸水槽への泥やゴミの堆積はないか？
- ・制水弁や給水栓等に異常がないか？
- ・通水に問題はないか？



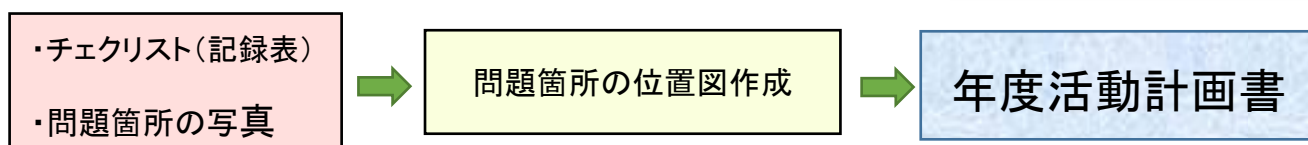
(3) 道路

- ・路面の凹凸により交通に支障はないか？
- ・側溝に泥などが堆積していないか？
- ・ゴミが投棄されていないか？
- ・路肩・法面に雑草が繁茂していないか？



(4) ため池

- ・水中に土砂が堆積していないか？
- ・堤体に雑草が茂っていないか？
- ・ゴミが投棄されていないか？
- ・取水施設のコンクリート構造物の基礎部分に空洞はないか？
- ・斜樋や取水塔のゲート等に破損がないか？



2.機能診断(資源向上活動)

資源向上活動(施設の軽微な補修等)における機能診断で、農用地、水路、農道、ため池の機能診断と結果の記録管理を行います。

- (1) 農用地
- ・活動計画に位置づけられている農地法面や畦畔及び鳥獣害防止柵などに問題が無いかを診断し、必要な予防保全活動を適期に進めていきます。



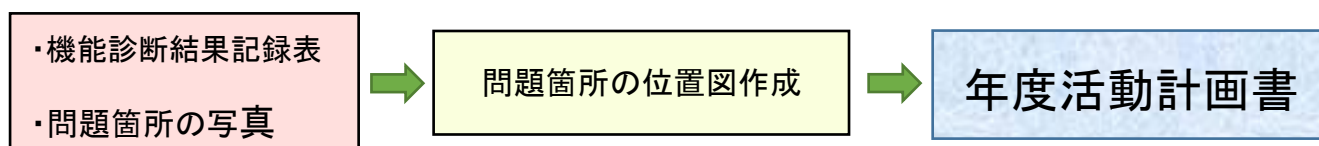
地域協議会だより

- (2) 水路
- ・用排水路の診断は、非かんがい期に行うが普段でも点検は欠かさないこと。
 - ・水路本体や付帯設備の劣化や破損状況及び安全に問題が無いかを診断し、必要な予防保全活動を適期に進めていきます。

- (3) 農道
- ・道路の診断は、雑草が繁茂しない時期に行うが普段でも点検は欠かさないこと。
 - ・路面や法面・側溝の破損状況及び安全に問題が無いかを診断し、必要な予防保全活動を適期に進めていきます。



- (4) ため池
- ・ため池の診断は、水位が低下している時期に行い、普段でも点検は欠かさないこと。
 - ・波除ブロックや余水吐・取水ゲートの状況及び安全施設に問題が無いかを診断し、必要な予防保全活動を適期に進めていきます。
 - ・水中に土砂が堆積していないか？
 - ・堤体に雑草が茂っていないか？
 - ・ゴミが投棄されていないか？
 - ・取水施設のコンクリート構造物の基礎部分に空洞はないか？
 - ・斜樋や取水塔のゲート等破損がないか？



3.年度活動計画の策定

農用地や施設の点検・機能診断結果に基づいて策定します。

いつ、どこで、だれが、どのように実践するかを具体的なスケジュール形式で作成します。

活動年度の交付金額と整合を図り、総会資料とします。

《参考例》

年度活動計画

年度		組織名 ○○○○保全会											
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	主な分担
農用地		鳥獣害防護柵の管理		遊休農地の確認								機能診断	農業者 農業委員会
				草刈り									農業者 (個々に実施)
	畦畔の再築立		農用地法面の初期補修										○○○○保全会 農業者
水路		配水操作・ゲートの保守管理						機能診断				点検	○○水利組合 ○○○○保全会
	泥上げ	草刈り		草刈り		草刈り							○○自治会 ○○水利組合
						安全施設の保守管理		水路側壁のはらみ修正				目地詰め	○○水利組合
農道								機能診断				点検	○○自治会 ○○○○保全会
	側溝泥上げ	草刈り				草刈り							○○自治会
			砂利補充・路肩の補修									側溝目地詰め	○○自治会
ため池		配水操作						機能診断	ゲートの保守管理(屋内保管・塗装)				○○水利組合 ○○○○保全会
	草刈り		草刈り		草刈り					泥上げ	点検		○○水利組合
						安全施設の保守管理				波除護岸の補修			○○土地改良区 ○○水利組合
					管理道路の管理								○○土地改良区 ○○水利組合
全体					異常気象後の見回り・応急措置(異常気象発生時に適宜)								○○水利組合 ○○○○保全会
				事務研修				技術研修					○○○○保全会
									担い手農家との検討会				○○○○保全会 農業者

4.活動できる項目を確認する

(活動の手引き 1-8~1-11 から抜粋)

活動項目	取組	取組番号	取組内容(H30)	農地 維持 活動	共同 活動	長寿命化 の活動
点検・計画策定	★点検・計画策定	1・2	遊休農地等の発生状況 把握・施設の点検 年度活動計画の策定	○		
機能診断・計画 策定	★機能診断・計画策定	24~28	機能診断・記録管理 年度活動計画の策定		○	○
農用地	鳥獣害防護柵の保守管理	6	適正管理	○		
	農用地の軽微な補修	30	鳥獣害防止柵の補修・ 設置		○	

地域協議会だより

農用地	鳥獣害防止柵の補修・更新	124・128	長野県独自			○
農用地及び施設	★草刈り	4・5・7・10・13	農地、水路、農道の草刈り	○		
施設	☆泥上げ	8・11・14	水路、農道側溝、ため池の泥上げ	○		
水路	水路付帯施設の保守管理	9	ゲート類等の保守管理	○		
	水路の軽微な補修等	31	破損施設の補修（附帯施設）		○	
	水路の補修・更新	61・62	水路の破損部分の補修、・水路の老朽化部分の補修、・水路側壁の嵩上げ、・U字フリューム等既設水路の再布設・集水桝、分水桝の補修、・ゲート、ポンプの補修・安全施設の補修、・素掘り水路からコンクリート水路への更新・水路の更新・ゲート、ポンプの更新・安全施設の設置			○
ため池	ため池の浚渫	118	長野県独自			○
	ため池付帯施設の保守管理	15	ゲート類等の保守管理	○		
	ため池の軽微な補修等	33	破損施設の補修（附帯施設）		○	
	ため池の補修	65	取水施設・安全施設の補修			○
	ため池付帯施設の更新	66	安全施設の設置・ゲートバルブの更新			○
水路・ため池	安全施設の補修	107・108	長野県独自		○	

5.点検・機能診断の重要性

- ・ 施設が壊れてからの対応は、補修費用が高くなるため、できるだけ早い段階で対応を行いましょう。
- ・ 施設の老朽化の状態に応じて、対策が異なる。効果的な補修を行うため、どのような老朽化の状態でどのような不具合があるか、しっかり見て対策方法を検討することが重要です。



事務局から

「地域協議だより」の発行は、今年度最後になります。本年度はコロナ禍により、各事業が従来通りに行かず、新たな方法での対応になり、皆さま方には大変ご迷惑をお掛けしました。一年間ありがとうございました。

■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
(担当: 田中・白石)

TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352

E メール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp

URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>